令和 4 年 12 月 21 日 記 者 発 表 資 料 総 務 部 財 政 課

## 令和4年度12月補正予算(案)の概要

三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故に係る損害賠償請求事件の判決確定を 受けて、損害賠償金等を支払うため補正予算を編成しました。

## 1 予算の規模

(単位:千円)

	会 計 名(補正号数)				補正前の額	補正額	計
_	般	会	計	(第 10 号)	36, 973, 401	33, 450	37, 006, 851

## 2 補正予算(案)の主な内容 【一般会計(第10号)】

## (1) 損害賠償金、裁判委託料

33, 450 千円

[教育振興部 学校教育課]

平成26年1月9日に三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故について、中学校教諭らが生徒を適切に保護する注意義務等を怠った過失があるとして、市に損害賠償を求められた事件の判決が確定したため、原告に対し損害賠償金を支払うとともに、弁護士に対し報酬を支払います。

損害賠償金 30,100 千円 (遅延損害金を含む)

弁護士報酬 3,350 千円